

用 語 解 説

| | |
|--------------------|---|
| 健康保険料 | 一般保険料率 97.80/1000 調整保険料率 1.20/1000 合計 99/1000 (令和8年度) |
| 一般保険料とは | 健康保険料のうち基本保険料と特定保険料の合計です。 |
| 基本保険料とは | 加入者の医療費や給付金などの「保険給付」と健康づくりのための「保健事業」等に使われます。 |
| 特定保険料とは | 国へ納付する「①後期高齢者支援金」「②前期高齢者納付金」などに充てられます。 |
| 調整保険料とは | 料率は政令で定められ、高額な医療費が発生した組合や財政窮迫組合へ健保連が交付する「③財政調整事業」の財源になります。 |
| ①後期高齢者支援金 | 75歳以上及び65歳以上で一定の障害を認定された方の医療費は自己負担分を除き、高齢者の保険料が約1割、公費で約5割を負担し、残り約4割を健康保険組合等が支援金として負担します。総報酬額に応じて拠出します。 |
| ②前期高齢者納付金 | 65歳から74歳の前期高齢者は、各健康保険組合で給付を受け、さらに制度間で負担の調整をします。前期高齢者数に応じた調整に加え、報酬水準に応じ調整されます。 |
| ③財政調整事業 | 調整保険料を原資として、高額レセプトが多発した組合や財政が窮迫した組合へ交付金を交付します。事業の主体は健保連。 |
| 介護保険料 | 介護保険料率 16.5/1000 (令和8年度) |
| | 市区町村が運営する介護サービスの財源として40歳から保険料を負担。40歳～64歳の保険料は健保組合が代理で徴収。対象被保険者の総報酬に負担率を乗じて納付金額が決まります。 |
| <新設> 子ども・子育て支援金 | 子ども・子育て支援金率 2.3/1000 (令和8年度) |
| | 令和8年度4月分保険料から徴収がはじまる制度です。子育て世帯に対する給付の拡充のために、すべての世代から支援金が徴収されます。 |